

たばこの売渡し等にかかる税金で、たばこの価格に含まれています。

1 納める方は

小売販売業者に製造たばこを売り渡す卸売販売業者等

2 納める額は

製造たばこ本数(1,000本につき) × 税率
税率については、次のとおり段階的に引き上げられています。

- (1) 紙巻たばこ (1,000本につき)
【令和8年4月現在】

	H30.10.1～	R2.10.1～	R3.10.1～
道府県たばこ税	930円	1,000円	1,070円
市町村たばこ税	5,692円	6,122円	6,552円
国のたばこ税(たばこ特別税を含む)	6,622円	7,122円	7,622円
合計	13,244円	14,244円	15,244円

(注) 1. 令和9年4月1日以降、税率が変更されます。
2. 加熱式たばこや葉巻たばこについては、重量や小売定価を基に紙巻たばこの本数へ換算して税額計算することとされています。

- (2) 加熱式たばこについて

令和7年度の税制改正によって、加熱式たばこの紙巻たばこへの本数の換算方法が変更されました。

- 加熱式たばこを「スティック型の加熱式たばこ」(注1)と「スティック型以外の加熱式たばこ」(注2)に区分した上で、原則として1箱の重量ごとに紙巻たばこの本数に換算します。

その上で、「スティック型の加熱式たばこ」は1本の重量、「スティック型以外の加熱式たばこ」は1箱の重量に基づき、最低課税の仕組みが導入されています。

(注1)「スティック型の加熱式たばこ」とは、葉たばこを原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこをいいます。

(注2)「スティック型以外の加熱式たばこ」とは、「スティック型の加熱式たばこ」以外の加熱式たばこをいいます。

- ①スティック型の加熱式たばこ

$$\text{加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.35 \text{ g}}$$

- ※ スティック型の加熱式たばこ1本当たりの重量が0.35g未満である場合には、スティック型の加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこ1本に換算することとなります(最低課税)。

- ②スティック型以外の加熱式たばこ

$$\text{加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.2 \text{ g}}$$

- ※ スティック型以外の加熱式たばこの1箱当たりの重量が4g未満である場合には、スティック型以外の加熱式たばこの1箱をもって紙巻たばこ20本に換算することとなります(最低課税)。
なお、スティック型の加熱式たばこと併せて使用されるなど、一定の加熱式たばこの喫煙用具(製造たばことみなされるもの)は、重量が4g未満であっても、最低課税の適用はありません。

【加熱式たばこに係る課税標準の見直しの段階的実施】

令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階により実施されます。

加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値 = A × 0.5 (注3) + B × 0.5 (注4)

A = 改正前の課税方式により算出した課税標準 ※ 1本未満切り捨て

B = 改正後の課税方式により算出した課税標準 ※ 1本未満切り捨て

期間	(注3) の率	(注4) の率
令和8年4月1日～(第一段階)	0.5	0.5
令和8年10月1日～(第二段階)	—	1.0

- (3) 葉巻たばこについて

令和2年度の税制改正によって、葉巻たばこの紙巻たばこへの本数の換算方法が変更されました。
換算方法は下記のとおり

- ・軽量の葉巻たばこ(※)……………1本につき1本(令和3年9月30日までは0.7本)
- ・上記以外の葉巻たばこ……………1gにつき1本

※「軽量の葉巻たばこ」とは、1本当たりの重量が1g未満(令和3年9月30日までは0.7g未満)のものをいいます。

3 申告と納税は

卸売販売業者等が、毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納めます。